

---

# 湯沢市住生活基本計画（第2期計画）

---

令和3年3月  
秋田県湯沢市



目 次

第1章 計画の背景・目的など	1
1 背景・目的	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	2
第2章 将来の人口・世帯数	4
1 将来人口の推計	4
2 将来世帯数の推計	4
3 市営住宅の目標供給戸数の設定と確保	5
第3章 住宅政策の基本目標、基本方針	10
1 課題の把握	10
2 基本理念・基本目標	19
3 基本方針及び成果指標	20
第4章 基本的な施策の展開方針	23
1 課題へのアプローチ（施策体系）	23
2 施策の展開方針	24
第5章 重点的に展開すべき施策の展開方針	27
資 料	29
1 市営住宅の目標供給戸数の設定における要支援世帯推計の算定根拠	30
2 湯沢市住生活基本計画等策定検討会要綱	32
3 湯沢市住生活基本計画等策定検討会委員名簿	33
4 湯沢市住生活基本計画等策定検討会開催経過	33

## 第1章 計画の背景・目的など

### 1 背景・目的

本市では、平成23年5月に「湯沢市住生活基本計画」を策定し、計画に基づき住宅関連施策を推進しています。

国は、国民の豊かな住生活の実現を図るため平成18年6月に「住生活基本法」を制定し、同年9月には同法に基づく「住生活基本計画（全国計画）」を策定、県においても“誰もが安心して定住できる秋田の住まいづくり”を目指した「秋田県住生活基本計画」を策定しています。

今後、さらなる少子高齢化・人口減少の進行等、本市を取り巻く住宅事情は急速な変化が見込まれる中で、持続可能な住宅・住環境の形成に向けた施策展開が必要となっています。

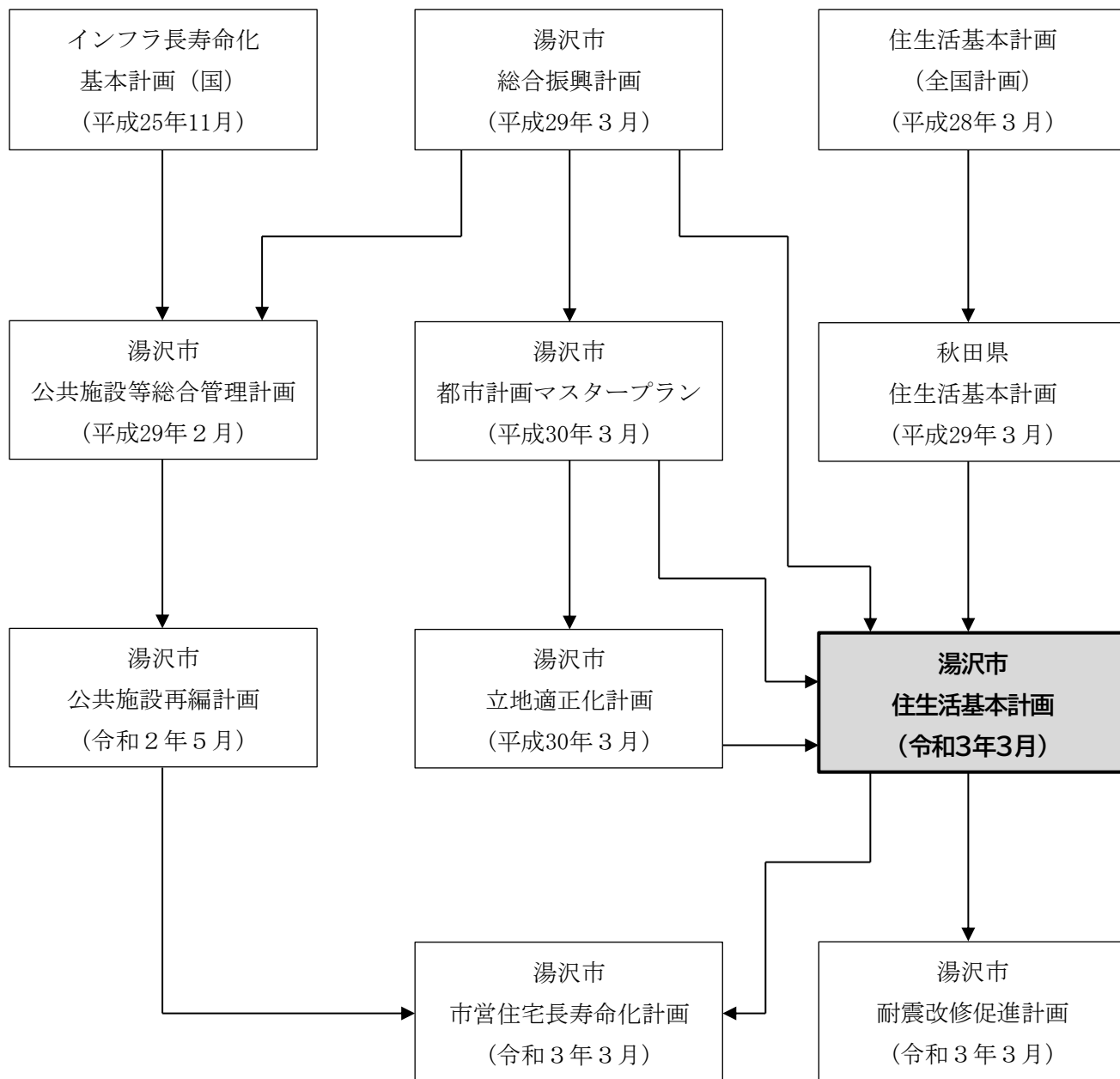
こうした背景を踏まえ、国や県、本市の上位・関連計画の方針と連携しながら、今後の住宅施策の目標、推進方針等を定め、具体的な住宅施策を推進するため改めて策定するものです。

### 2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

### 3 計画の位置づけ

本計画は国の「住生活基本計画（全国計画）」や県の「秋田県住生活基本計画」、本市で策定した「湯沢市総合振興計画」などの上位・関連計画を踏まえながら策定するものとします。



■主な上位計画・関連計画における住環境にかかわる施策の基本的方針

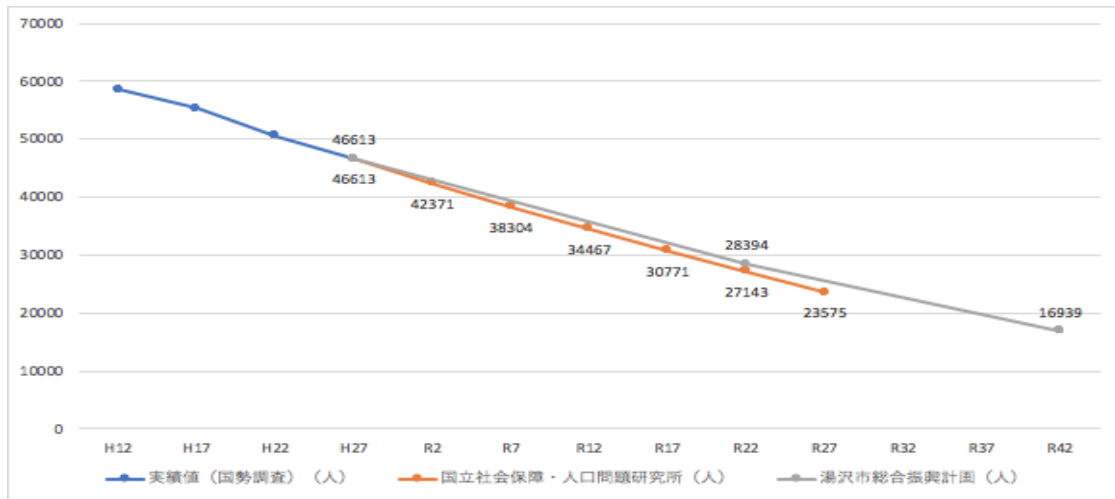
計 画	基本的方針
湯沢市総合振興計画	<p>○移住の働きかけと定住支援を行います。</p> <p>○公共施設やインフラ等について、サービス水準や利用者の安全・安心を確保し、中長期的なコストの軽減等を図るため、適正配置や適正管理など、経済的視点による管理運営を推進します。</p> <p>○市街地の整備に官民連携で取り組むことで市街地の活性化を図るとともに、住生活機能の計画的な整備により定住人口の回復を目指します。</p>
湯沢市公共施設等 総合管理計画	<p>○市営住宅については、施設の更新・大規模な改修が必要な場合は、空き家や民間賃貸住宅等の活用や他施設との複合化など、多様な方法を検討することで、コストの抑制と必要な機能の確保を図ります。</p>
湯沢市公共施設再編計画 ※公営住宅と定住促進住宅等の違いについては、9ページを参照してください。	<p>【公営住宅】※</p> <p>○住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能を継続します。</p> <p>○国の民間ストックの活用指針を踏まえ、公営住宅の管理戸数を示し、老朽化した住宅については用途廃止の検討を進める一方、今後も継続する住宅は、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</p> <p>【定住促進住宅等】※</p> <p>○定住促進住宅は機能を継続するとともに、入居者に譲り受けの意向がある場合は、譲渡の協議を行います。</p> <p>○新耐震基準の施設は予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</p> <p>○管理運営について公営住宅・改良住宅（コミュニティ住宅）・定住促進住宅を一括して、民間活力の活用を図り、効率的な手法を検討します。</p>
湯沢市都市計画 マスタープラン	<p>○無秩序な土地利用の拡大を抑制し、空き地や空き家などを活用しながら持続可能なまちづくりを推進します。特に各地域の拠点地域では、人口減少とともに低密度化が進行していることから、必要なコミュニティを維持するため、必要な生活環境の改善や必要な都市機能の維持・集積を図るとともに、空き家バンクの活用や利活用者のマッチングを実施し、居住や定住を推進することで、一定の人口密度を確保しつつ、他地域と連携しながら、各地域での生活・文化の持続が可能なコンパクトなまちづくりを推進します。</p>
湯沢市立地適正化計画	<p>○多様な機能が集積する地域を中心としたコンパクトにまとまった地域づくりを進めます。</p>

## 第2章 将来の人口・世帯数

### 1 将来人口の推計

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると本計画期間の終了期である令和12年では34,467人、その後、令和22年では27,143人に減少すると見込まれており、湯沢市総合振興計画で予測する人口減少の度合いを上回るものとなっています。

#### ■湯沢市の将来人口予測

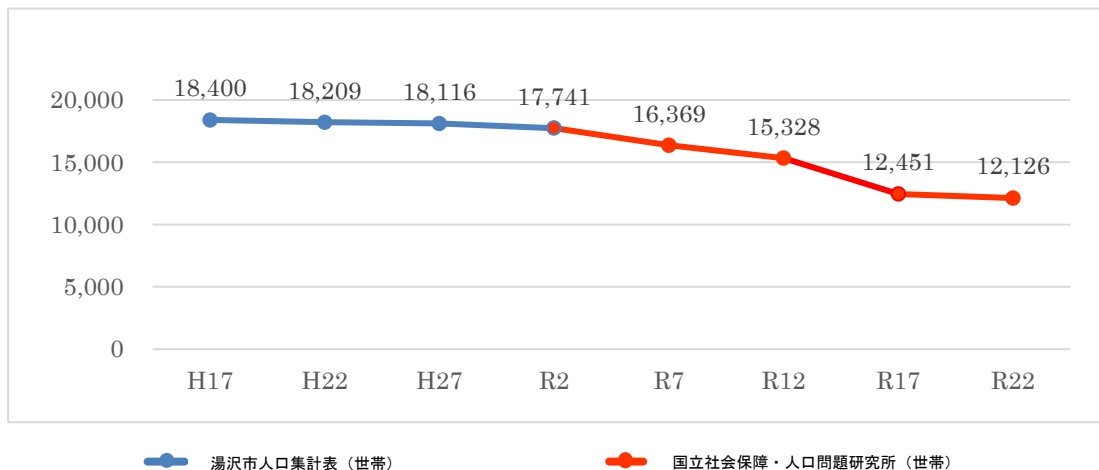


資料：湯沢市総合振興計画、国立社会保障・人口問題研究所

### 2 将来世帯数の推計

将来世帯数についても、国立社会保障・人口問題研究所の予測値により推計します。国立社会保障・人口問題研究所の世帯数予測は、都道府県単位で行われているため、秋田県の人口、世帯数の予測値から1世帯あたりの世帯人員を求め、湯沢市の人口予測値を勘案し推計した結果、令和2年には17,741世帯、本計画期間の終了期である令和12年には15,328世帯になるものと予測されます。

#### ■湯沢市の将来世帯数予測



資料：湯沢市各種データ、国立社会保障・人口問題研究所

### 3 市営住宅の目標供給戸数の設定と確保

市営住宅の目標供給戸数については、公営住宅と市営住宅を次のように定義・分類した上で、人口推計や各種調査結果をもとに本計画期間中に新たに生じる要支援世帯数を推計し、空き家率を勘案しながら設定します。

※要支援世帯：自力で住宅を確保することが困難な世帯

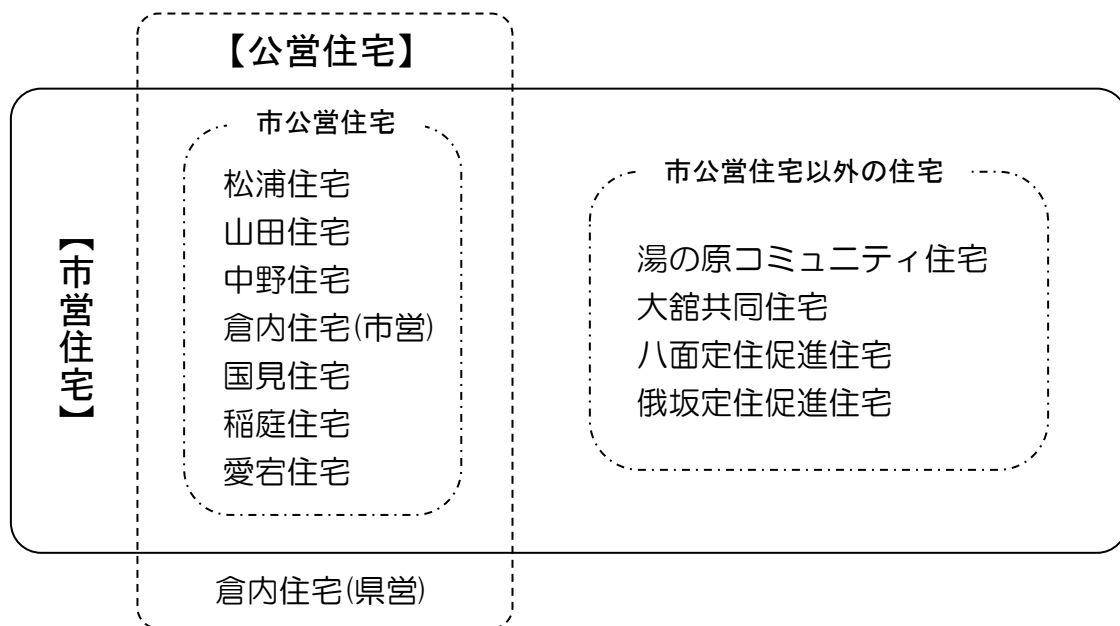
#### 「公営住宅」と「市営住宅」の定義・分類

公営住宅と市営住宅については、次のように定義します。

公営住宅：公営住宅法により整備された住宅  
市営住宅：湯沢市により整備された住宅

この定義に従って市内において公共団体により整備された住宅を分類すると、次のようになります。

#### 公営住宅と市営住宅の分類



このうち、現在管理している市公営住宅については、本計画期間中は維持していくことを基本としますが、老朽化の著しい松浦住宅と山田住宅については、法定耐用年数到達時を目安に新規の入居募集を停止することとします。また、密集住宅市街地整備促進事業に協力し、住宅に困窮する市民に賃貸する改良住宅（コミュニティ住宅）については、現在の管理戸数を維持し、定住の促進を目的とした定住促進住宅については入居者に譲り受けの意向がある場合には譲渡について協議を進めます。



(1) 計画期間中に新たに生じる公営住宅の需要推計

国が示す「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」（以下「支援プログラム」）を用い、国勢調査や住宅・土地統計調査、家計調査などの調査結果や国立社会保障・人口問題研究所の人口予測などをもとに、令和12年度末時点において本市で公営住宅を必要とする要支援世帯数を推計します（支援プログラムは令和7年度時点までの推計となっており、その先5年間については同係数での機械的な推計延長によります）。

要支援世帯推計の概要

要支援世帯は、公営住宅入居資格世帯のうち、年収・居住面積・家賃負担率等をもとに次の4つの住宅困窮状況に区分して推計します。

区分1	最低居住面積水準未満かつ著しい困窮年収未満の世帯
	著しい困窮年収未満の世帯のうち、最低居住面積水準を満たしていない世帯
区分2	最低居住面積水準以上かつ著しい困窮年収未満の世帯のうち高家賃負担率以上の世帯
	著しい困窮年収未満の世帯のうち、最低居住面積水準以上ではあるが高い割合の家賃負担をしている世帯
区分3	最低居住面積水準未満かつ著しい困窮年収以上の世帯
	著しい困窮年収以上の世帯ではあるが、最低居住面積水準を満たしていない世帯
区分4	最低居住面積水準以上かつ著しい困窮年収以上の世帯のうち高家賃負担率以上の世帯
	著しい困窮年収以上の世帯のうち最低居住面積水準以上ではあるが、最低居住面積水準を満たすために高家賃負担率以上の家賃負担をしている世帯

■最低居住面積水準

国の住生活基本計画で定められている、健康で文化的な住生活に必要な不可欠とされる住宅面積のことで、次の計算式で求められる。

$$\text{単身者} : 25\text{m}^2 \quad \text{2人以上の世帯} : 10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$$

■著しい困窮年収

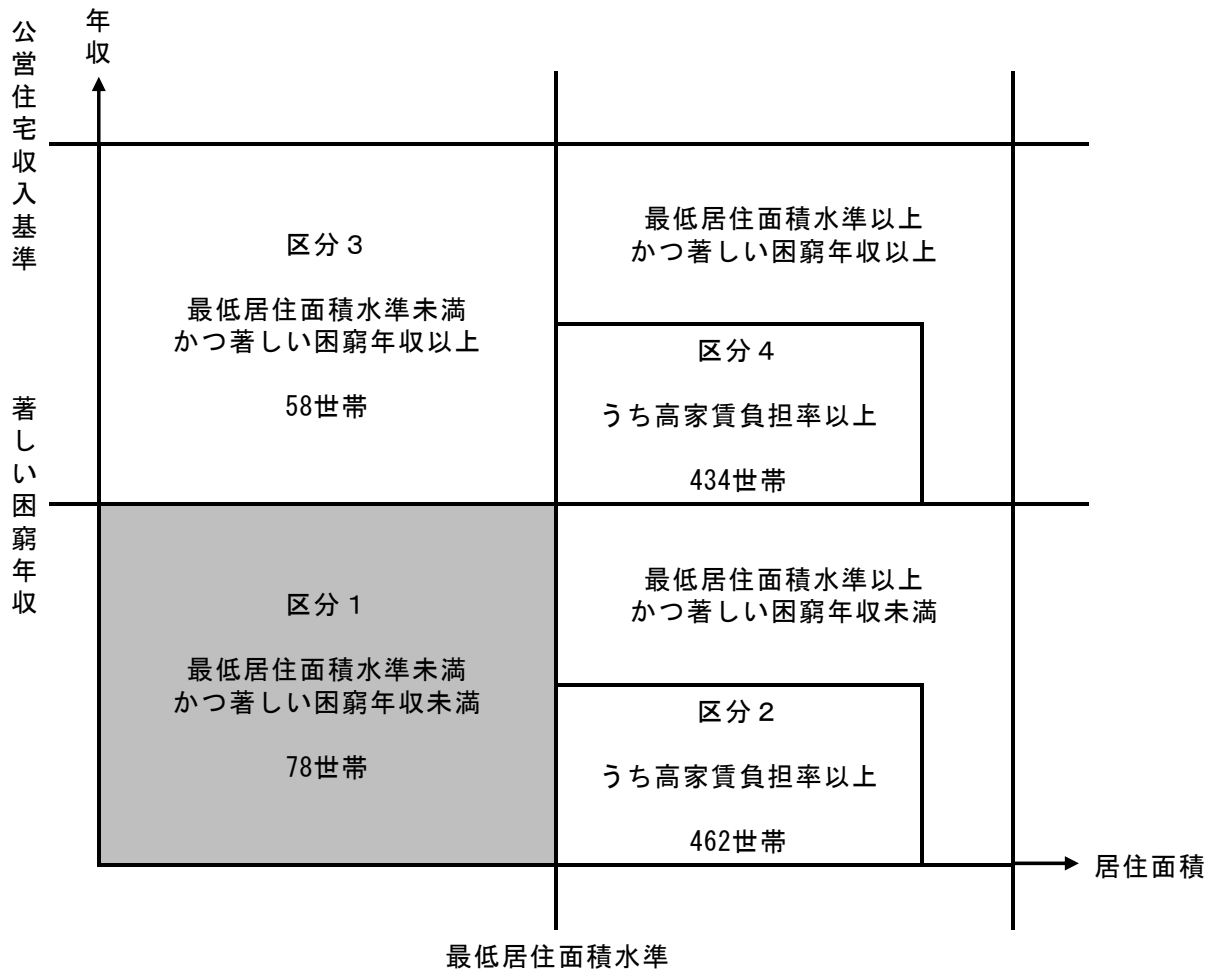
最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住することが困難な年収のことで、次の計算式で求められる。

$$\text{民営借家平均家賃m}^2\text{単価} \times \text{最低居住面積水準} \div \text{地域別家賃負担限度率} \times 12\text{か月}$$

■高家賃負担率

収入に対する家賃の負担割合が最も高いとされる年収200万円未満世帯の平均家賃負担率

要支援世帯の推計の結果、本計画期間中に新たに生じる要支援世帯は下図のとおりとなり、このうち最も水準の低い「最低居住面積水準未満かつ著しい困窮年収未満」の78世帯の住戸を市内の公営住宅で確保する必要があります。



■世帯人数別最低居住面積水準と著しい困窮年収

世帯人数	最低居住面積水準	著しい困窮年収※
1人	25㎡	189万円
2人	30㎡	233万円
3人	40㎡	349万円
4人	50㎡	480万円

【例】

- 1人世帯で居住面積20㎡、年収150万円の場合 → 区分1
- 2人世帯で居住面積40㎡、年収200万円の場合 → 区分2
- 2人世帯で居住面積25㎡、年収250万円の場合 → 区分3
- 4人世帯で居住面積60㎡、年収500万円の場合 → 区分4

※支援プログラムより

## ■計画期間中に新たに生じる市内の公営住宅の需要

「最低居住面積水準未満かつ著しい困窮年収未満」の世帯	78世帯（戸）
----------------------------	---------

### (2) 市営住宅の空き家率

市営住宅の空き家率については、直近5年の平均で5.47%となっています。

## ■市営住宅の空き家率

		H27	H28	H29	H30	R1	平均
全体管理戸数		179	183	205	209	209	
(うち市公営住宅管理戸数)		(162)	(166)	(188)	(192)	(192)	
空き家数(戸)	松浦住宅	0	3	5	7	7	
	山田住宅	3	0	4	1	3	
	中野住宅	0	0	0	0	0	
	倉内住宅	3	1	0	1	0	
	国見住宅	1	0	0	2	1	
	稲庭住宅	2	0	0	0	0	
	愛宕住宅	—	2	0	0	0	
	市公営住宅小計	9	6	9	11	11	
	湯の原コミュニティ住宅	0	0	0	0	0	
	大館共同住宅	2	2	0	1	1	
	八面定住促進住宅	0	0	0	0	0	
	俄坂定住促進住宅	0	0	0	1	1	
	市公営住宅以外の住宅小計	2	2	0	2	2	
	市営住宅合計	11	8	9	13	13	
市営住宅空き家率(%)		6.15	4.37	4.39	6.22	6.22	5.47
市公営住宅空き家率(%)		5.56	3.61	4.79	5.73	5.73	5.08

### (3) 本計画期間中に見込まれる市営住宅の空き家数

市営住宅の空き家率の状況が本計画期間中も同様に推移するとした場合、本計画期間中に発生する空き家数については、次のとおりと考えます。

- ・市営住宅 管理戸数209戸 × 空き家率5.47% × 10年 ≒ 114戸
- ・市公営住宅 管理戸数192戸 × 空き家率5.08% × 10年 ≒ 97戸

### (4) 目標供給戸数の設定

市営住宅のうち、市公営住宅以外の住宅については、それぞれ政策目的を達成するために整備した施設であり、当面現状を維持することにします。

一方、市公営住宅の目標供給戸数については、需要推計や市公営住宅の空き家率に市公営住宅と県営住宅の管理戸数を考え合わせ、次のように設定します。

ア 新たに生じる需要に対して市公営住宅、県営住宅それぞれが対応すべき戸数  
本計画期間中に新たに生じる需要に対して市公営住宅、県営住宅それぞれが対応すべき戸数は、管理戸数の構成比割合をもとに算出すると次のとおりとなります。

	管理戸数 ①	①の構成比 ②	新需要推計 ③	対応すべき戸数 ②×③
市公営住宅	192 戸	79.34%	78 戸	61.9 戸
県営住宅	50 戸	20.66%		16.1 戸

イ 市公営住宅の目標供給戸数

これらのことを踏まえ以下のとおり算出し、本計画期間中の市公営住宅目標供給戸数を189戸と設定します。

	戸数	備考
① 市公営住宅の管理戸数	1,920 戸	192 戸 × 10 年
② 新たに生じる需要に対して市公営住宅が対応すべき戸数	62 戸	61.9 戸 (小数点以下切上)
③ 市公営住宅の空き家数	97 戸	97.5 戸 (小数点以下切下)
合計 ①+②-③	1,885 戸	

#### 市公営住宅目標供給戸数

$$1,885 \text{ 戸} \div 10 \text{ 年} = 189 \text{ 戸}$$

ウ 目標供給戸数の確保

現在管理している市営住宅の管理戸数は209戸で、このうち市公営住宅の管理戸数は192戸となっています。

前述のとおり市内において「最低居住面積水準未達かつ著しい困窮年収未達」の78世帯に提供する公営住宅の確保が必要となりますが、このうち県営住宅で16戸、市公営住宅で62戸に対応するものとします。

市公営住宅のこれまでの空き家率から推計する空き家数は年9.7戸と見込まれ、10か年では97戸を供給できることから、現在の管理戸数192戸を維持し、今後10年間における市公営住宅の供給戸数を確保します。

### 第3章 住宅政策の基本目標、基本方針

#### 1 課題の把握

##### (1) 市民アンケートの実施

###### ア 調査方法

###### (ア) 住まいと住環境に関する市民アンケート調査

湯沢市内の4つの地域（湯沢地域、稲川地域、雄勝地域、皆瀬地域）の人口比率により地域別の配布数を決定し、令和2年10月1日現在で市内に在住する19歳以上の市民の中から、1,200名を無作為に抽出しました。

###### (イ) 市営住宅入居者アンケート調査

市営住宅居住全世帯に配布し、郵送にて回収しました。

###### イ 集計・分析方法

市民アンケート調査と市営住宅入居者アンケート調査はそれぞれ個別に集計し、回答全体をまとめて集計した「単純集計」と、性別・年代・地域の属性ごとに区分して集計した「クロス集計」を行っています。

###### ウ 配布、回収数

###### (ア) 住まいと住環境に関する市民アンケート調査

配布：1,200通 回収：527通 回収率43.9%

###### (イ) 市営住宅入居者アンケート調査

配布：198通 回収：114通 回収率57.6%

###### エ 調査時期

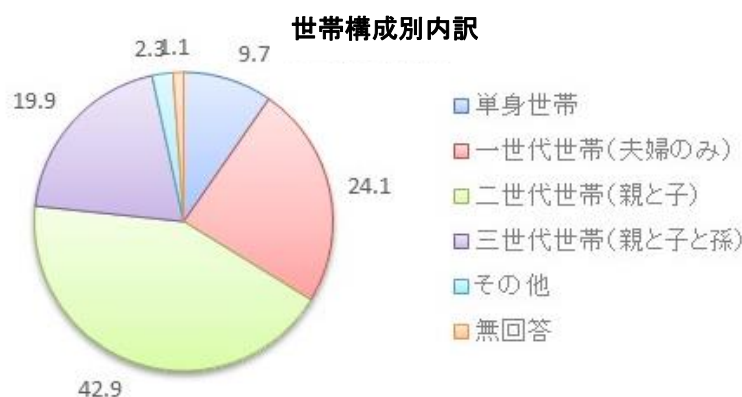
発 送：令和2年11月5日(木)

締め切り：令和2年11月16日(月)

###### オ アンケート調査の結果まとめ

###### (ア) 住まいと住環境に関する市民アンケート調査

- a 回答者の世帯構成別では「一世代」、「二世代」が多く、世帯人員別では「2人世帯」の回答者が多くなっています。



b 住宅に関する満足度では、「満足」と「概ね満足」の合計が「不満」と「やや不満」の合計を上回っています。また、不満の内容として、「雪に対する設備」が最も多くなっています。



c 子育て家庭が多くなる30代や独居世帯が多くなる70代以上で、「住宅の広さ（部屋数）」に関する不満が高くなっています。また、70代以上では「バリアフリー環境」に対する不満が高くなっています。



d 住宅の周辺環境に関する満足度も「満足」と「概ね満足」の合計が「不満」と「やや不満」の合計を上回っています。また、住宅の周辺環境における不満においては「除雪体制」に対する不満が最も多く、次いで「業施設や飲食店の立地」、「医療・福祉サービス施設の立地」に対する不満が続きます。



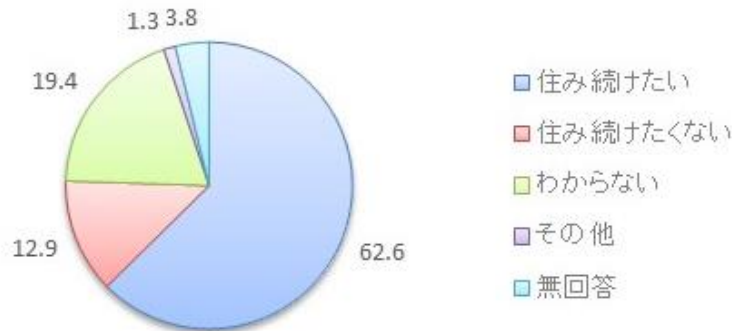
- e 20歳以下で「通勤・通学の利便性」に対しての不満が高く、30代で「学校や子育て支援施設の立地」に対する不満が高いことから教育施設へのアクセスの悪さが通学する学生や送り迎えをする親の負担になっていることが考えられます。
- f 70歳以上で「緑・水辺などの憩いの場」への不満が高くなっています。

**住宅の周辺環境の不满（年齢別クロス）**



- g 継続居住の意向についての設問には、今後も現在の場所に住み続けたいという回答が多くなっています。

**継続居住意向**



- h 今後重要な住環境に関する施策としては、「融雪設備の設置などの雪対策への支援」が最も多く、次いで「高齢者や子育て世帯への家賃助成」、「段差解消などのバリアフリー化への支援」が続きます。

**注力すべき住環境に関する施策**



- i 今後重要な施策としては、「空き家の除却や有効活用への支援」が最も多く、次いで「中心市街地の活性化」、「公共交通機関の充実」が続きます。

(イ) 市営住宅入居者アンケート調査

- a 回答者の年代別内訳では、「60代」と「70代以上」が最も多くなっています。



- b 現在の家賃については、「妥当」と考える入居者が多くなっています。



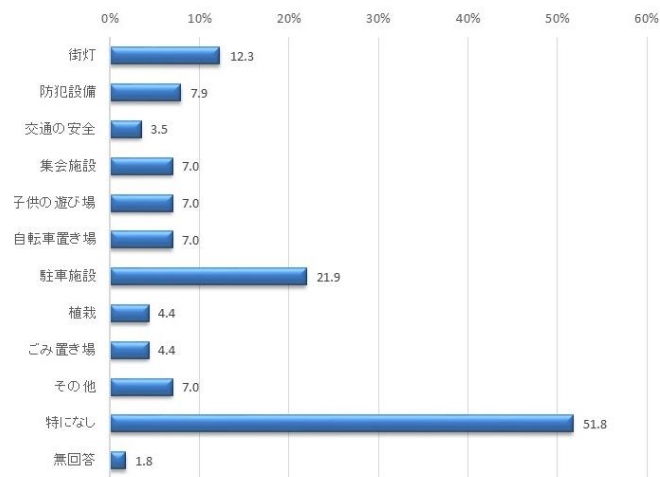
- c 住宅に関する満足度は、「満足」と「概ね満足」の合計が「不満」と「やや不満」の合計を上回っています。不満の内容として、浴室やトイレ等水回り設備に関するものが多くなっています。





d 団地内での不満については、「特になし」が最も多くなっており、次いで「駐車施設」や「街灯」について改修・改善のニーズがあります。

団地内の不便・不満



## (2) 市営住宅の状況（令和2年5月1日現在）

### ア 管理住棟数・管理戸数

全11団地で103棟209戸を管理しており、政策空き家は0戸となっています。住棟最多は倉内住宅の22棟、戸数最多は山田住宅と倉内住宅の50戸となっています。

### イ 構造・建て方

木造と簡易耐火構造2階建（以下、簡二）の2種類となっており、木造の占める割合は、住棟数に対して85.4%、戸数に対して66.5%となっています。

建て方では、木造一戸建、木造その他、簡二長屋建の順に多くなっており、これらを合わせた割合は、住棟数、戸数いずれに対しても90%を超えています。なお、公営住宅以外はすべて木造となっています。

### ウ 建設年度

最も古いのは松浦住宅の昭和51年度、最も新しいのは愛宕住宅の平成30年度となっています。

新耐震基準となる前の昭和55年以前に建設された住宅は、松浦住宅と山田住宅の15棟70戸であり、住棟数に対する割合は14.6%、戸数に対する割合は33.5%となっています。

### エ 設備

トイレが汲み取り式となっている住宅は、松浦住宅・稲庭住宅・国見住宅・八面定住促進住宅の39棟54戸で、住棟数に対する割合は37.9%、戸数に対する割合は25.8%となっています。

備え付けの浴槽のない住宅は、松浦住宅・山田住宅・中野住宅の24棟84戸で、住棟数に対する割合は23.3%、戸数に対する割合は40.2%となっています。

### オ 入居世帯数

管理戸数209戸に対して入居世帯数は197世帯であり、入居率は94.3%となっています。

入居率が100%となっているのは、中野住宅、倉内住宅、稲庭住宅、愛宕住宅、湯の原コミュニティ住宅、八面定住促進住宅の6住宅となっています。

### カ 世帯構成

単身世帯が65世帯で入居世帯総数の33.0%を占め、次いで2人世帯が58世帯、3人世帯が39世帯と、世帯人員が多い世帯ほど少なくなっています。

### キ 入居者の年齢

15～64歳が269人で最も多く、入居者総数の59.9%を占めています。

15歳未満と65歳以上は、それぞれ87人、93人で、入居者に占める割合は19.4%、20.7%とほぼ同じ割合となっています。

### ク 高齢者がいる世帯等

高齢者がいる世帯や子育て世帯等の状況は、次ページの表のとおりとなっています。

### ケ 応募倍率（直近5年）（平成27年度～令和元年度）

最も倍率が高いのは中野住宅の4.0倍で、次いで倉内住宅、愛宕住宅の3.0倍超と

なっています。募集戸数を応募件数が下回ったのは、応募件数が0件であった俄坂定住促進住宅をはじめ松浦住宅、山田住宅、国見住宅、稲庭住宅、大館共同住宅となっています。

### コ その他

団地別の詳細調査によると、建物外部は外壁の破損やクラック、モルタル剥離など建物の劣化による損傷が見られる団地もあります。

### ■湯沢市営住宅一覧（令和2年5月1日現在）

団地番号	団地名称	所在地	建築年度	管理戸数	構造
1	松浦住宅	岩崎字松浦	S51、52	20	簡二（CB）
2	山田住宅	山田字福島尻	S53～55	50	簡二（CB）
3	中野住宅	岡田町	S63、H1	14	木造
4	倉内住宅	倉内字三ツ田	H6～11	50	木造
5	国見住宅	三梨町字古三梨	S63、H1	21	木造
6	稲庭住宅	稲庭町字稲庭	S63	7	木造
7	愛宕住宅	愛宕町三丁目	H28～30	30	木造
8	湯の原コミュニティ住宅	湯ノ原一丁目	H19	4	木造
9	大館共同住宅	川連町字大館上山王	H7	6	木造
10	八面定住促進住宅	駒形町字八面村尻	H4	6	木造
11	俄坂定住促進住宅	皆瀬字俄坂	H9	1	木造
合 計				209	

### ■高齢者がいる世帯・子育て世帯等の状況

種類	団地番号	名称	管理戸数 (戸)	入居世帯数(世帯)									
				総数	高齢者がいる世帯			子育て世帯	障がい者がいる世帯	生活保護世帯	収入超過世帯・高額所得世帯		
					単身	高齢夫婦のみ	その他					母子・父子	
公営住宅	1	松浦住宅	20	15	6	3	2	1	1	1	2	4	4
	2	山田住宅	50	47	18	11	1	6	9	2	4	7	6
	3	中野住宅	14	14	7	2	2	3	1	1	2	0	3
	4	倉内住宅	50	50	17	8	3	6	20	8	6	0	8
	5	国見住宅	21	20	6	4	1	1	5	5	0	0	4
	6	稲庭住宅	7	7	3	2	1	0	3	3	1	1	1
	7	愛宕住宅	30	30	9	5	1	3	16	7	0	4	0
公営住宅以外	8	湯の原コミュニティ住宅	4	4	3	3	0	0	1	1	0	0	0
	9	大館共同住宅	6	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0
	10	八面定住促進住宅	6	6	4	3	0	1	2	0	0	0	0
	11	俄坂定住促進住宅	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		209	197	73	41	11	21	61	28	15	16	26
				(100.0%)	(37.1%)	(20.8%)	(5.6%)	(10.7%)	(31.0%)	(14.2%)	(7.6%)	(8.1%)	(13.2%)

### (3) 住宅政策の課題

市民アンケートの結果や市営住宅の状況、そのほか国勢調査結果、湯沢市行政資料等から本市が抱える主な課題を以下のように捉えます。

#### ■人口の減少

本市の人口は、昭和30年代から一貫して減少を続けています。死亡数が出生数を大きく上回り、また転出数が転入数を上回る状態が続いており、平成21年度末から令和元年度末までの10年間で9,000人以上減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和22年の本市の人口は27,143人になるとされています。

#### ■高齢化・少子化の進展

人口が減少する中、高齢化率は上昇を続けており、令和18年には全国で3人に1人が高齢者という状況が予想されています。本市の高齢化率は、全国及び秋田県のいずれの数値より高く推移し、年々高くなっています。高齢者の単独世帯が増加傾向にあることや、介護を必要とする高齢者等が増加していることも懸念されます。

一方、出生数、年少人口（0歳～14歳）、年少人口割合とも減少しており、高齢化率の上昇に拍車をかけています。

#### ■空き家の増加

第2期湯沢市空家等対策計画（平成31年3月）によると、平成25年3月に1,019件だった空き家が平成31年1月では1,297件と人口減少等の社会的要因により増加しており、ひどく景観を損なうものや、倒壊等により広く公衆に被害が及ぶことが想定されるケースもあります。

解体数も増加傾向にありますが、それを上回る推移で空き家は増加しています。今後も市街地や集落において多くの空き家が発生することが想定されますが、湯沢駅東側においてその傾向が顕著になるものと見込まれ、市街地の荒廃化が懸念されます。

#### ■住宅の安全性・防災性の向上

近年、気候変動の影響もあってか台風や突発的・局地的な豪雨による被害が頻発しています。幸い本市においては長い間そのような大きな被害は発生していませんが、いつ何時どのような災害に見舞われるかわかりません。本市の令和2年度末の耐震化率は88.6%（湯沢市耐震改修促進計画（第3期計画））となっていますが、有事に備えさらなる耐震化を図るなど災害に強い住宅づくりが重要です。

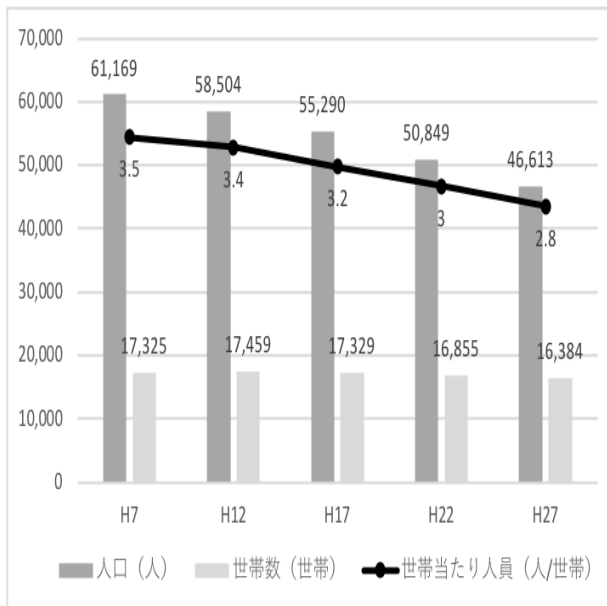
また、本市の冬の暮らしにおいては「雪」への対応が免れませんが、特に高齢者や障がい者には身体的、経済的負担や精神的不安をもたらします。そのような負担や不安の軽減を図る支援や環境づくりも同様に重要です。

#### ■市営住宅の老朽化

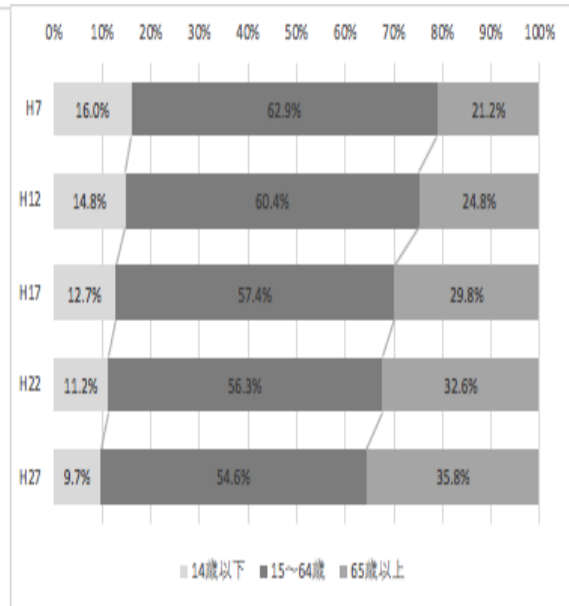
現在の建築物の設計において適用される耐震基準は「震度5強程度の中規模地震では軽微な損傷、震度6強から7に達する程度の大規模地震でも倒壊は免れる」というもので、昭和56年6月に施行された基準です。

市営住宅の中にはこの基準が施行される前に建築された松浦住宅（昭和51、52年度建築、5棟20戸）山田住宅（昭和53～55年建築、10棟50戸）があるほか、倉内住宅（平成6～11年建築、13棟50戸）大館共同住宅（平成7年建築、1棟6戸）、八面定住促進住宅（平成4年建築、6棟6戸）、俄坂定住促進住宅（平成9年建築、1棟1戸）が今後10年以内に法定耐用年数を経過する状況にあります。また、トイレが汲み取り式となっている住宅や備え付けの浴槽のない住宅があるなど、老朽化や現在の標準的な生活様式とかけ離れた状況が否めません。

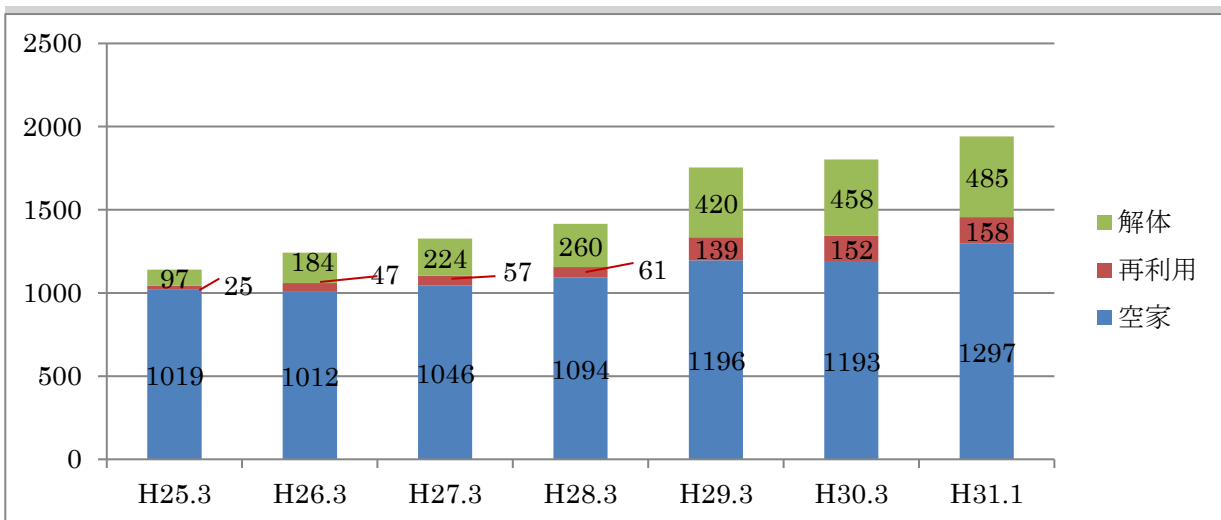
■人口・世帯数の推移(湯沢市人口集計表)



■人口3階級の割合の推移(国勢調査)



■空き家数の推移



資料：第2期湯沢市空家等対策計画（平成31年3月）

## 2 基本理念・基本目標

### (1) 基本理念

私たちの生活に欠かせない基本的な要素を漢字3文字で「衣・食・住」と表現します。このうちどれが最も重要かという点では、人それぞれ考え方が違うと思いますが、安全・安心な住まいは、私たちが命をつなぎ、そして活動していくためには欠かせないものです。

この認識のもと、だれもが幸せな暮らしを実感できるような充実した住環境の実現と、充足した住宅施策の展開を目指すことを、「充実」・「充足」それぞれの「充」の字を「住」に置き換え表現し、基本理念を次のとおり定めます。

じゅうじつ                      じゅうそく  
住 実 した まち    住 足 した くらし

### (2) 基本目標

目標1 住み続けたくなる住環境と持続可能なまちづくり

住み続けたいと思える、そして住み続けられる住環境を目指します。

目標2 多様なニーズに対応した住環境づくり

高齢者、障がい者、子育て世代等のそれぞれのニーズに対応できる住環境を目指します。

目標3 安全・安心な住環境づくり

住宅の安全性の向上や空き家の解消などに取り組むとともに、市営住宅の適切な維持・保全に努めます。

### 3 基本方針及び成果指標

#### 目標1：住み続けたくなる住環境と持続可能なまちづくり

全国の地方都市では、住宅や商業施設などの郊外立地が進み、低密度な市街地が拡大してきました。また、人口減少と高齢化が急速に進展しており、この状況が進めば、市街地の人口密度がさらに低下し、これまでの日常生活を維持し続けることが困難となることが危惧されます。

本市においても、人口減少と高齢化とともに市街地の低密度化が進行しており、行政や民間サービスの効率の低下、公共交通機関の利便性の低下、中心市街地の衰退、そしてこれらによりまちの魅力が低下することが懸念されます。このようなことを防ぐため、移住・定住を促進するとともに拠点地域への居住の誘導を図り、持続可能なコンパクトなまちづくりを推進します。

#### ■成果指標

成果指標	現状	目標 (R12年度)
湯沢市への定住希望者の割合 (*1)	66.50%	70.00%
住宅に関する満足度 (*2)	41.00%	50.00%
住環境への満足度 (*3)	32.60%	50.00%
居住誘導区域内の人口 (*4)	7,332人	6,153人以上
居住誘導区域内における立地戸数 (年平均) (*5)	26戸	18戸以上
湯沢駅東西自由通路利用者数 (日平均) (*6)	1,161人	1,187人以上
移住あっせん世帯数 (*7)	— (H27年度)	20世帯 (10年累計)

\*1 市民満足度調査 (令和2年4月・5月実施)

\*2、\*3 住まいと住環境に関する市民アンケート調査 (令和2年度)

\*4 住民基本台帳 (令和2年9月30日現在)

\*5 湯沢市立地適正化計画 (建て替えを含む)

\*6 湯沢市立地適正化計画

\*7 第2次湯沢市総合振興計画 (市の移住相談窓口等を通じて移住した世帯)

#### ■居住誘導区域

平成30年3月に策定した湯沢市立地適正化計画において、都市計画区域内に定めた一定の人口密度を保つために、居住を誘導すべき区域をいいます。

#### 目標2：多様なニーズに対応した住環境づくり

本市の高齢化率は今後さらに上昇することが見込まれます。高齢者や障がい者は、加齢による身体機能の低下やその障害により、家庭内のわずかな段差でも転倒や思いがけない事故に遭遇する可能性が高まります。また、高齢者は心肺機能や血管が衰えており、急激な温度差は生命にかかわる影響を受けます。そのようなリスクの低減につながるバ

リアフリー性や断熱性、またはライフスタイルの変化に応じて間取りを変更できる可変性などを兼ね備えた長く安心して快適に暮らすことのできる住宅の普及を推進するため、優良な住宅に対する税の特例等の制度について周知に努めます。

また、単身の高齢者や障がい者など賃貸住宅の入居を円滑に行うことが困難な方がいます。平成29年10月に成立した住宅セーフティネット制度では、住宅の確保に配慮が必要な方々の受け皿として空き家や空き室を活用する仕組みが盛り込まれています。福祉部局と連携しながら住宅の確保に困窮している方々の円滑な住まいの確保を支援する仕組みづくりを進めるとともに、この制度の周知を図ります。

## ■成果指標

成果指標	現状	目標(R12年度)
住宅に関する満足度（再掲）	41.00%	50.00%
住環境への満足度（再掲）	32.60%	50.00%
住宅の高齢者向け設備設置率（*1）	64.87%	現状以上

\*1 平成30年住宅・土地統計調査

## 目標3：安全・安心な住環境づくり

平成30年住宅・土地統計調査によると、市内には二次的利用に供される住宅や賃貸用・売却用の住宅を除く空き家が約1,500戸存在しています。空き家は、まちの景観を損なうだけではなく、周辺環境の安全面に深刻な影響を与えるおそれがありますので、所有者等に対し管理責任を啓発していくほか、空き家の有効活用や除却に対する支援を行い、空き家等の増加の防止を図ります。

地震の多い我が国にあつては、住宅の耐震性を向上させることが安全・安心な暮らしを確保するために重要と考えます。住宅や市所有建築物の耐震化を促進するとともに、自主防災組織など地域での助け合いによる防災力の向上を目指します。

また、市域全体が特別豪雪地帯に指定されている本市では、冬期間の積雪が市民生活に負担や不安を与えます。迅速かつ適切な道路除排雪により道路交通の安全性と快適性を確保するとともに、雪下ろし費用の助成等により高齢者や障がい者の雪への負担や不安の軽減に努めています。さらに消雪・融雪設備の設置など住宅における雪対策工事への支援も検討します。

一方、本市が管理している市営住宅に目を向けると、本計画期間中に約8割の住宅が法定耐用年数を経過することになります。関連する計画の方針に基づきながら計画的な改修を施し、法定耐用年数を経過した後もできるだけ長く安全に使用できるようにします。なお、市営住宅の中には災害危険区域に位置しているものがあります。長期的には用途廃止を検討すべきものですが、防災マップ等により危険性の度合いや避難所などを周知することで、有事の際の被害軽減に取り組みます。



成果指標	現状	目標(R12年度)
市内の空き家件数 (*1)	1,297 件	現状維持
住宅の耐震化率 (*2)	88.6%	95%以上

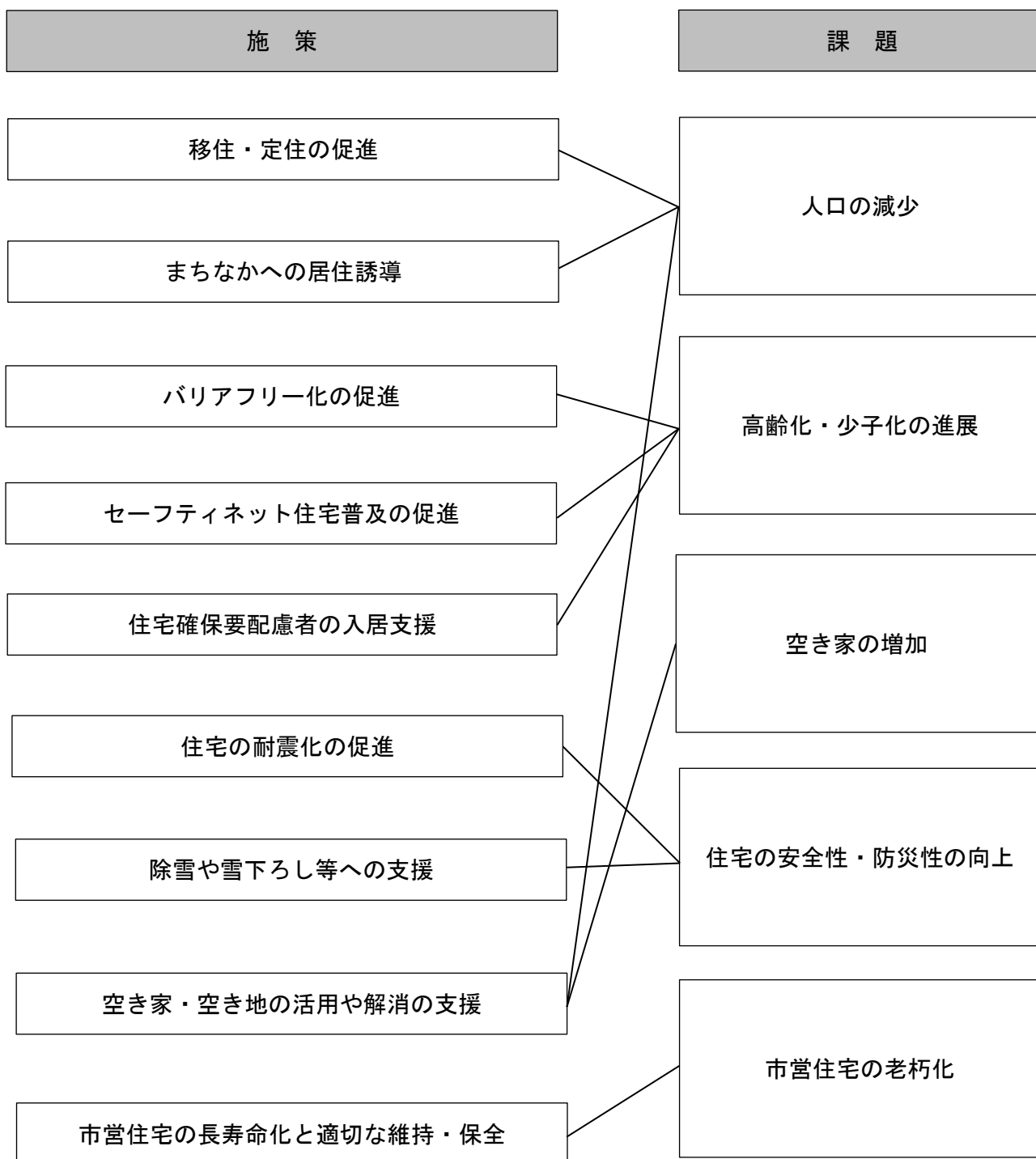
\*1 第2期湯沢市空家等対策計画（平成31年1月現在）

\*2 湯沢市耐震改修促進計画（第3期計画）

## 第4章 基本的な施策の展開方針

### 1 課題へのアプローチ（施策体系）

以下の施策により本市が抱える課題解消に向け取り組みます。



## 2 施策の展開方針

### 目標 1：住み続けたくなる住環境と持続可能なまちづくり

○移住・定住の促進 ○まちなかへの居住誘導

人口規模が縮小する中、中心市街地の空洞化や各地域の活力低下が懸念されるところです。

各地域の中心部の機能を維持し、活性化させるためにも、移住・定住人口の確保は欠かせません。市の魅力を効果的に発信するとともに、空き家等の利活用やリフォーム等にかかわる助成制度等を含めた移住・定住に関する情報を積極的に周知し、移住の働きかけと定住の支援を行います。

また、コンパクトなまちづくりの理念のもと、各地域の中心部へ住むことの優位性や住みやすさを感じられる環境整備を進め、都市再生特別措置法に基づく開発行為や建築行為等の届出制度を適切に運用するとともに、国等が直接行う税制措置や金融支援といった施策の活用により、まちなかへの居住を誘導します。

#### ■国が直接行う税制措置

- 誘導施設整備に併せて整備した公共施設等（道路・公園・広場・下水道・緑地施設・通路等）の固定資産税を5年間4/5に軽減。
- 都市機能誘導区域外から区域内へ事業用資産を買い替える場合、譲渡資産の譲渡益の80%の課税を繰り延べ（損金算入）。
- 誘導施設の整備に供する土地等（4階建て以上の任意の民間再開発）を譲渡した場合の譲渡所得の軽減。

#### ■民間都市開発推進機構（民都機構）による金融支援

- 民間事業者（SPC）への出資
- 共同施行による金融支援（民都機構が負担した費用を20年内の長期延払い）

### 目標 2：多様なニーズに対応した住環境づくり

○バリアフリー化の促進

平成30年住宅・土地統計調査によると本市の住宅の高齢者向け設備設置率は、64.87%となっています。これは、国や県の平均を上回る水準となっていますが、今後さらなる高齢化の進展が予想される上、身体障害者手帳の交付を受けている方や要介護認定者の割合が増加傾向にある中、高齢者や障がい者等ができるだけ住み慣れた家で暮らすことができるようにするためには、身体機能の低下や体の不自由さを補う設備や環境が欠かせません。

介護保険制度や障がい者福祉制度による住宅改修費の補助、貸し付け制度等を周知し、段差の解消や手すりの設置、廊下の幅の確保等のバリアフリー化の促進に努めます。

#### ■介護保険等による住宅改修補助や貸付制度

介護保険制度では、要介護認定者を対象とし、手すりの設置や段差の解消など小規模な住宅改修に対して上限を20万円として改修費が支給されるほか、障がい者福祉制度においても、特定の障がいのある方が移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に対する費用の支給制度があります。また、高齢者・障がい者用の居室整備のため、住宅改修費を低利で貸し付けする制度もあります。

#### ■高齢者向け設備設置率

平成30年住宅・土地統計調査で本市にある住宅で、玄関・トイレ・浴室・脱衣所・廊下・階段・居室などへの手すりの設置や、またぎやすい高さの浴槽の設置、廊下などが車いすで通行可能な幅の確保、段差のない屋内、道路から玄関まで車いすで通行可能にするなどの設備を設置している住宅の割合。

### ○セーフティネット住宅の普及促進 ○住宅確保要配慮者の入居支援

住宅確保要配慮者がいる一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、空き家・空き室を活用して高齢者など住宅確保要配慮者が入居できる賃貸住宅の供給を促進することを目的とした新たな住宅セーフティネット制度が平成29年に設立されています。

令和2年10月現在、本市においてこの制度に基づきセーフティネット住宅に登録されている住宅は2戸という状況であり、制度の周知によりセーフティネット住宅の普及を促進するとともに、住宅の確保に困窮されている方々が円滑に入居できるような支援体制づくりを検討します。

また、離職や勤務先の廃業などにより収入が減少し住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方に対しては、引き続き家賃相当額の支給による支援を行います。

#### ■住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、民間の住宅市場において自力で適正な住宅を確保することが難しいため、住宅の確保に特に配慮を要する方々をいいます。

なお、秋田県においては、地方公共団体・宅地建物取引業者・賃貸住宅事業者・居住支援団体が参画し、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供、その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することを目的とした「秋田県居住支援協議会」が平成27年12月1日に設立しており、本市も住宅部局・福祉部局が参画しています。

### 目標3：安全・安心な住環境づくり

#### ○住宅の耐震化の促進 ○除雪や雪下ろし等への支援

地震の多い我が国では、有事の際に備え住宅の耐震化を図り、安全性を高める必要があります。本市においては、平成27年度から木造住宅の耐震診断や耐震改修工事の費用に対する補助を実施していますが、これまでの実績は耐震診断の補助申請が2件のみとなっており、制度の周知を積極的にを行い住宅の耐震化を推進します。

本市においては、冬期間の積雪が市民生活に支障を来すおそれがある中、個人宅の敷地内や玄関先の除雪、雪下ろしについては個々に対応している状況にあり、単身の高齢者や障がい者世帯にとっては、その除雪作業等が大きな負担になります。雪下ろし費用の助成や福祉除雪サービスの提供等により、自力による十分な除雪等が困難な世帯の「雪」への負担や不安の解消に引き続き努めます。また、屋根の雪対策工事や住宅敷地内への消雪・融雪設備の設置工事など、住まいの雪対策への支援策について検討します。

#### ○空き家・空き地の活用や解消の支援

空き家は、周辺的美観を損なうだけでなく、倒壊等により広く生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。

空き家の所有者に対しては、管理の責務を周知し管理意識の向上を促すとともに、解体費用の助成などの情報を提供しながら、所有者等による除却を推進します。

また、「空き家バンク」の登録情報の周知や相談窓口の設置により、空き家等の所有者や取得希望者、移住希望者へ情報を発信し、空き家等の抑制を図るとともに、「空き家バンク」に登録された空き家を利用して移住しようとする方を対象に空き家の改修経費の一部を助成することにより、空き家の利活用及び移住・定住施策の促進を図ります。

このほか、民間の賃貸住宅等の活用による市営住宅のあり方について検討します。

#### ○市営住宅の長寿命化と適切な維持・保全

市営住宅の状況をみると、本計画期間中に約8割の住宅が法定耐用年数を経過する状況にある中、法定耐用年数経過後も長く使用していくため、上位計画の方針に基づきながら計画的な改修を施していくことを基本とし、その上で安全に維持していくことが困難な住宅については、法定耐用年数到達時を目安に新規の入居募集を停止し、入居者の退去完了後できるだけ早い段階で用途廃止を行います。

なお、それにより発生する住宅供給量の不足については、民間の賃貸住宅等を活用し、市営住宅として提供する制度づくりを進めます。

## 第5章 重点的に展開すべき施策の展開方針

目標を実現するために、特に対応が求められる施策を重点施策として以下のとおり3つの施策を設定します。

- ◆重点施策1 空き家の利活用による移住・定住等の促進
- ◆重点施策2 住宅セーフティネット機能の強化
- ◆重点施策3 市営住宅の長寿命化

### ◆重点施策1 空き家の利活用による移住・定住等の促進

#### 施策の内容

##### ア 所有者による空き家の適切な管理の促進

空き家の管理責任は所有者に属するものであるため、所有者に対して適切な維持管理を行うよう周知し、必要に応じて助言、指導を行い、管理意識の向上を促します。また、民間の管理業務事業者や専門家の情報などを提供し、所有者への支援を行います。

##### イ 空き家の活用の促進

空き家の所有者や移住、定住者など住宅を求めている方に対して「空き家バンク制度」の内容を周知し、あわせて改修費用の助成制度などの支援策に関する情報を提供し、空き家の利活用を促進します。

##### ウ 所有者による空き家の解体の促進

空き家の解体を希望する所有者に対し、解体に関する必要な情報の提供を行うほか、倒壊の危険性が生じ、周辺住民の住環境に影響を及ぼすおそれのある空き家所有者に対しては「特定空家等解体撤去資金助成金」の制度利用を促し、空き家の解体を促進します。

### ◆重点施策2 住宅セーフティネット機能の強化

#### 施策の内容

民間賃貸住宅の空き室を利用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録を推進するため積極的に住宅セーフティネット制度の周知を図ります。また、県居住支援協議会や本市の福祉部局と連携しつつ、円滑に住宅確保要配慮者が住まいを確保することができるよう支援するとともに、ニーズの把握や他自治体の状況などの情報収集を行い、本市における支援体制のあり方について検討します。

### ◆重点施策3 市営住宅の長寿命化

#### 施策の内容

##### ア 老朽化の著しい市営住宅への対応

旧耐震基準で需要の少ない松浦住宅（20戸）については、法定耐用年数到達時を目安に新規の入居募集を停止し、現入居者の退去が完了後できるだけ早い段階で用途廃止を行います。

同じく旧耐震基準の山田住宅（50戸）については、本計画期間中は経常修繕により適切な維持管理を行い継続使用する一方、法定耐用年数到達時を目安に新規の入居募集を停止し、用途廃止を含め今後のあり方について検討します。

この結果、市公営住宅の目標供給管理戸数を下回りますが、平成30年住宅・土地統計調査によると、本市においては、500戸を超える賃貸用住宅の空き家が発生していることから、入居募集の停止に伴い生じることが見込まれる不足分については、この賃貸用住宅等を活用し、市公営住宅として提供する制度づくりを行い対応します。

##### イ 法定耐用年数が経過した（する）市営住宅の長寿命化

既に法定耐用年数が経過している住宅（中野住宅・稲庭住宅・国見住宅）や、本計画期間中に法定耐用年数を経過する住宅（倉内住宅・大館共同住宅）については、計画的な改修を行い、法定耐用年数経過後20年までを目安に長寿命化を図ります。

なお、八面定住促進住宅、俄坂定住促進住宅については、そのほとんどの入居者の入居年数が10年以上となっており、定住を促進する観点から、入居者に譲り受けの意向がある場合には、譲渡について協議を進めます。

##### ウ 築年数の浅い市営住宅の予防保全的管理

築年数の浅い愛宕住宅、湯の原コミュニティ住宅については、点検等により未然に故障を防ぐ修繕等を実施します。

# 資 料



## 1 市営住宅の目標供給戸数の設定における要支援世帯推計の算定根拠

### 公営住宅による要支援世帯数

計画期間内に公営住宅への入居や退去（世帯の滅失、戻り入居を除く）を行わないと仮定した場合の要支援世帯を推計します。

（国が示す「公営住宅供給目標設定支援プログラム」（以下「支援プログラム」）を用い、国勢調査や住宅・土地統計調査、家計調査などの調査結果や国立社会保障・人口問題研究所の人口予想などをもとに、令和12年度末時点において本市で公営住宅を必要とする要支援世帯を推計します（支援プログラムは令和7年度時点までの推計となっており、その先5年間については同係数での機械的な推計延長によります）。

#### （1）平成30年度末の世帯数の推計

平成30年の住宅・土地統計調査より平成30年度末における世帯数を推計します。

平成30年度末の世帯数	15,750世帯
うち民営借家等世帯数	1,854世帯

※年度末：年度の半ば

#### （2）令和2年度末の世帯数

（1）をもとに、国立社会保障・人口問題研究所の将来世帯数推計を活用し、令和2年度末の世帯数を推計します。

令和2年度末の世帯数	16,361世帯
うち民営借家等世帯数	1,927世帯

#### （3）令和2年度末から令和12年度末の増加世帯・減少世帯の推計

将来世帯数推計に基づき、公営住宅への入居や退去を行わないと仮定した場合の世帯数の増減を推計します。

令和2年度末から令和12年度末までの世帯変動数	
増加（新規形成＋転入）	4,146世帯
うち民営借家等世帯数	3,177世帯
減少（滅失＋転出）	△6,284世帯
うち民営借家等世帯数	△740世帯

#### （4）令和12年度末の世帯数

（2）の令和2年度末の世帯数に、（3）の令和2年度末から12年度末までの増加・減少世帯数を加えて令和12年度末の世帯数を推計します

令和12年度末の世帯数	14,222世帯
うち民営借家等世帯数	4,364世帯

(5) 令和12年度末の公営住宅入居資格世帯数の推計

(4) の令和12年度末の民営借家等世帯数の値をもとに、公営住宅の収入基準により公営住宅入居資格世帯を推計します。入居資格世帯は本来階層、裁量階層それぞれに推計します。

本来階層 <sup>※1</sup>	1,386世帯
裁量階層 <sup>※2</sup>	134世帯
合 計	1,520世帯

※1 本来階層 本来公営住宅が入居対象としている階層で、収入月額が15万8千円以下の世帯

※2 裁量階層 高齢者、障がい者、子育て世帯など裁量として公営住宅の入居対象に加える階層で、収入月額が21万4千円以下の世帯

(6) 住宅に困窮するおそれのある世帯数の算定

(5) で推計した公営住宅入居資格世帯(1,520世帯)のうち、年収・最低居住面積水準・家賃負担率等から住宅困窮状況ごとに区分し、その世帯数を推計すると下表のとおりとなります。このうち最も水準の低い「最低居住面積水準未滿かつ著しい困窮年収未滿」の78世帯の住戸を公営住宅で確保するべきものと判断します。

(1)最低居住面積水準未滿かつ著しい困窮年収未滿の世帯	78世帯
(2)最低居住面積水準以上かつ著しい困窮年収未滿の世帯のうち高家賃負担率以上の世帯	462世帯
(3)最低居住面積水準未滿かつ著しい困窮年収以上の世帯	58世帯
(4)最低居住面積水準以上かつ著しい困窮年収以上の世帯のうち高家賃負担率以上の世帯	434世帯
合計	1,033世帯

■最低居住面積水準

国の住生活基本計画で定められている、健康で文化的な住生活に必要な不可欠とされる住宅面積のことで、次の計算式で求められる。

単身者：25㎡ 2人以上の世帯：10㎡×世帯人数+10㎡

■著しい困窮年収

最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住することが困難な年収のことで、次の計算式で求められる。

民営借家平均家賃㎡単価×最低居住面積水準÷地域別家賃負担限度率×12か月

■高家賃負担率

収入に対する家賃の負担割合が最も高いとされる年収200万円未滿世帯の平均家賃負担率

## 2 湯沢市住生活基本計画等策定検討会要綱

令和2年8月19日

告示第113号

(設置)

第1条 湯沢市住生活基本計画（第2期）及び湯沢市市営住宅長寿命化計画（第2期）（以下「基本計画等」という。）を策定するに当たり、住宅政策に関し広く意見を聴取するため、湯沢市住生活基本計画等策定検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は提言を行うものとする。

- (1) 住宅に係る課題の整理に関すること。
- (2) 住宅政策の立案及び目標の設定に関すること。
- (3) 住宅施策及び住宅整備方針の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織及び委員の任期)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画等の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の会議は、市長が招集するものとする。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月19日から施行する。

### 3 湯沢市住生活基本計画等策定検討会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会湯沢雄勝地区協議会	会 長	小 坂 勝 彦	会 長
2	湯沢雄勝建築士会	理 事	加 納 静 佳	副会長
3	湯沢市老人クラブ連合会	副会長	佐 藤 楨 子	
4	湯沢市ファミリーサポートセンター	協力員	高 橋 登茂子	
5	社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会 地域福祉課	主 事	丹 尾 司	
6	社会福祉法人雄勝なごみ会 複合施設ぱあとなあ	相談支援 専門員	大 和 奈津子	
7	秋田県仙北地域振興局建設部建築課	課 長	亀 山 敏 則	
8	湯沢市総務部	部 長	松 田 和 人	
9	湯沢市福祉保健部	部 長	中 山 晴 彦	
10	湯沢市建設部	部 長	小 南 充	

令和2年11月19日任命

### 4 湯沢市住生活基本計画等策定検討会開催経過

	日時・場所	議 題
第1回	令和2年11月19日 湯沢市役所本庁舎44会議室	第1期計画の実績と第2期計画の基本的な考え方について
第2回	令和2年12月17日 湯沢市役所本庁舎庁議室	住生活基本計画素案及び市営住宅長寿命化計画素案について

